

監 査 報 告 書

令和5年5月20日

学校法人 岡 村 学 園
理 事 会 御 中
評 議 員 会 御 中

学校法人岡村学園

監 事 椿本 雅朗

監 事 田端 康孝

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人岡村学園寄付行為の規定に基づき学校法人岡村学園の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日）の理事の業務執行の状況及び財産の状況について監査を行った。

私たちは監査にあたり、理事会および評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続きを実施した。

監査の結果、学校法人岡村学園の理事の業務執行の状況及び財産の状況は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以 上